

鳥取県告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
岩美町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岩美都市計画下水道事業 岩美町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成3年2月22日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更する部分
岩美郡岩美町大字大谷字日比野山の一部